

認定・専門薬剤師って何があるの？

どうやったらなれるの？

今回ご紹介するのはこちら！！

緩和薬物療法認定薬剤師



【目的】

緩和医療に携わる薬剤師の緩和薬物療法に関する知識と技術の向上、ならびにがん医療の均てん化に対応できる人材の育成を目指しています。

《緩和薬物療法認定薬剤師取得の流れ》

日本緩和医療薬学会に入会！！

申請条件

- ・ 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること
- ・ 申請時において、薬剤師歴 5 年以上有する日本緩和医療薬学会の会員
- ・ 申請時において、生涯研修認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、あるいは日本医療薬学会認定薬剤師のいずれか
- ・ 申請時において、引き続いて 3 年以上、緩和ケアチームまたは緩和ケア病棟を有している病院等において緩和ケアに従事していること

学会、認定講習会等に出席し
必要単位を取得

初回申請必要単位：100 単位

- ・ 過去 5 年以内に、認定対象となる講習等を計 100 単位、毎年 20 単位以上履修
(がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会は 1 回以上参加)
- ・ 実務従事期間中に、緩和医療薬学会年会あるいは別に規定する学術集会において緩和ケア領域に関する学会発表を 2 回以上 (少なくとも 1 回は発表者) 行う。

症例報告書審査

症例審査で認定されたら、筆記試験

症例：30 症例以上

- ・ 緩和ケア領域薬剤管理指導実績について所定様式に従い 30 症例以上提示
(原則として過去 5 年以内の症例)

緩和薬物療法認定薬剤師として認定

試験：年 1 回

認定取得薬剤師のコメント

単位の取得が一番大変でした。緩和医療薬学会に入会後の単位しか認められないこと、1年に最低20単位を取得しなければならないという制限があります。私は、1年の休暇をとっていたので復帰後0からスタートになってしまいました。単位取得は計画的に行う必要があります。症例は緩和病棟だけでなく一般病棟でも取得可能です。現在緩和ケアチーム専任薬剤師として活動していますが、一般病棟で疼痛や症状コントロールに難渋している患者さんによく遭遇します。緩和医療に薬物治療は欠かせないので薬剤師力を生かします。ぜひ興味のある方はご相談ください。